

令和2年4月2日

空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に関する
事務事業を実施する者の審査結果について

国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室

次のとおり、空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に関する事務事業を実施する者を採用しましたので、報告します。

<募集期間>

令和2年3月9日～令和2年3月26日

<審査・採用方法>

以下の観点から書類審査等による評価を行い、補助事業の目的に最も合致した申込書を提出した者を1者採用する。

- 1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- 2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- 3) 事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制、現場検査体制等）を有していること。
- 4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- 6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

<採用した事業者>

○空き家対策の担い手強化・連携モデル事業に関する事務事業

申込者：1者

採用：株式会社価値総合研究所